「大洲市議会議員政治倫理条例」の制定に向けて調査・研究を行っています

令和８年６月４日、大洲市議会議員があっせん収賄容疑で逮捕されたことを受け、再発防止策の一環として、大洲市議会では現在『大洲市議会議員政治倫理条例』の制定を検討中です。

本条例は、大洲市議会議員が遵守すべき政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることで、議員の資質の向上及び誠実かつ公正な職務の遂行を図ることを目的としたものです。

制定に係る現状について、下記のとおりご報告いたします。

議会運営委員会の様子



議会運営委員会（令和８年11月１日現在）

◎委　員　長	○副 委 員 長
◎山本　光明	○村上　松平
大野　立志	弓達　秀樹
山本かずや	後藤ともなり
菊地　謙太	

検討事項及び決定事項

【令和８年６月10日】
議長から議会運営委員長に対し、議会運営委員会において、大洲市議会議員政治倫理条例の制定に関する調査・研究を行うよう諮問。

【令和８年６月25日　議会運営委員会】
全国及び愛媛県内の状況、制定までのスケジュール、項目検討資料を提示。

【令和８年７月23日　議会運営委員会】
条例に記載する項目の検討。各項目について必要性の有無、項目の統合や分離等について協議し、結論の出なかった事項については次回以降に引き続き検討。

【令和８年８月４日　議会運営委員会】
本条例の核となる、「政治倫理基準」について協議。議員が守るべき具体的な行動指針について、他市事例を調査・検討。

【令和８年８月25日　議会運営委員会】
前回に引き続き「政治倫理基準」に記載すべき事項及び文言について協議。

【令和８年９月28日　議会運営委員会（秘密会）】
職員アンケート暫定版を基に、市職員との意見交換。
事件の根本的原因や再発防止策、市役所内部の相談体制の理解度等について、職員アンケートを分析。
本内容も踏まえ、条例素案に盛り込むべき内容を次回以降に検討予定。

【令和８年10月13日　議会運営委員会】
前々回に引き続き「政治倫理基準」に記載すべき事項及び文言について協議。

【令和８年10月27日　議会運営委員会】
条例及び施行規則の素案について協議。

※条例制定の過程については、今後も引き続き本誌にて報告いたします。